

## 10月定例教育委員会議事録

1 日 時 令和元年10月23日(水)午後1時00分から

2 場 所 宗像市役所 本館3階 304会議室

3 出席委員 委員 宮司 葉子  
委員 釜瀬 計  
委員 大庭 多美枝  
教育長 高宮 史郎

4 欠席委員 委員 石丸 哲史

5 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長中野道子、学校整備プロジェクト室長狩野長江、学校管理課長山倉昌俊、子ども育成課参事賀来元彦、図書課長織戸由美子、文化スポーツ課主幹兼スポーツ推進係長山本幸江、文化財課参事兼文化財係長白木英敏、教育政策課学務係長新海香浪、子ども育成課子ども育成係長本田康浩、子ども育成課企画主査田中弘美、教育政策課政策係長福永貴志、教育政策課政策係主事鈴木夕貴  
※傍聴 なし

6 (9/24定例) 議事録の承認 《承認》

### 7 議案

①議案第26号 宗像市スポーツ推進審議会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第26号宗像市スポーツ推進審議会委員の委嘱について事務局から説明をお願いします。

【文化スポーツ課主幹兼スポーツ推進係長】議案第26号宗像市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてでございます。提案理由としましては、宗像市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき設置しております、宗像市スポーツ推進審議会の委員が転出により任期途中で退任することに伴いまして後任の委員を委嘱するものです。10ページをご覧ください。旧任の方と同様の所属・役職の方を選出していただいております。野口典子様を市民代表として、承認の翌日から令和3年5月31日までの任期で委嘱するものです。説明は以上です。

【高宮教育長】それでは何かご質問はございませんでしょうか。

【釜瀬委員】宗像市スポーツ推進審議会条例第3条で、審議会は、15人以内をもって記載がありますが約半数の8人としている思いや経緯はありますか。

【文化スポーツ課長兼スポーツ推進課長】以前もご質問がございまして、少なくともはどうかという意見もあったのですが、審議会の計画を見直す際には増員をさせていただいて、いろんな方のご意見を伺うようにさせていただいております。今回のところは従前の8名をもってさせていただいております。特段減らす理由もないというところもございましたので、何か別の機会がございました時に、再度検討させていただきたいと考えております。

【釜瀬委員】最初委員を委嘱した時は、見通しをもって15名と決めたのではないかと思います。半数なので最初から10人前後にされたらと思ったものですから、条例を定めた時から何か経緯があるのかと思い質問いたしました。以上です。

【高宮教育長】それでは、他にご質問ご意見ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第26号について承認していただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第26号は承認されました。

## ②議案第27号 宗像市幼児教育審議会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第27号宗像市幼児教育審議会委員の委嘱について事務局から説明をお願いします。

【子ども育成課企画主査】議案第27号宗像市幼児教育審議会委員の委嘱についてです。今回、宗像市幼児教育審議会委員名簿(案)を14ページにつけております。幼児の卒園に伴い、今回4月から新しく代表になられた方を新任として任命したいと思い、提案させていただいております。後は変更ありません。

【高宮教育長】それでは、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第27号について承認していただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第27号は承認されました。

## ③議案第28号 宗像市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】それでは議案第28号宗像市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について事務局の方からお願いします。

【教育政策課長】17ページ資料4をご覧ください。議案第28号宗像市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱についてでございます。附属機関として設置している宗像市いじめ防止対策推進委員会について委員の任期が満了するため、後任の委員を委嘱するものでございます。18ページをご覧ください。委員名簿案をつけております。現在の委員の任期が本年11月30日までとなっておりますので、次期委員の任期につきましては、令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間でございます。委員の構成につきましては、19ページの規則をご覧ください。宗像市いじめ防止対策推進委員会規則第2条に、委員数は8人以内とし、法律、医療、心理又は福祉、教育に関する知識を有する者、及びその他教育委員会が必要と認める者の内から委嘱することとしておりまして、18ページの委員の方々を提案するものでございます。この5人の方の内、法律区分の疋田陽太郎さん、心理福祉区分の星出智絵さんは再任でございます。以上です。

【高宮教育長】それでは、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第28号について承認していただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第28号は承認されました。

#### ④議案第29号 宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第29号宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について事務局の方からお願いします。

【教育政策課長】21ページ資料5をご覧ください。議案第29号宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてでございます。宗像市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱に基づき設置する同委員会につきまして、委員の任期が満了するため、後任の委員を委嘱するものでございます。22ページに委員名簿案をつけております。こちらも現在の委員の任期が、本年の11月30日までとなっておりますので、次期の任期につきましては、令和元年12月1日から令和3年11月30日の2年間でございます。委員の構成につきましては23ページにあります宗像市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第3条に、委員を10人以内とし、学識経験を有する者、市立学校の校長の代表、関係行政機関の職員、教育委員会の職員、その他教育委員会が必要と認める者の内から委嘱又は任命することにしておりまして、22ページの方々を再任するものでございます。こちらにつきましては、全員再任でございます。以上です。

【高宮教育長】それでは、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

【官 司 委 員】議案第28号とあわせてお聞きしたいのですが、この2つの委員会はどういう時に開くのか違いを教えてください。

【教育政策課長】いずれもいじめ防止対策推進法に基づき設置することができることとされている委員会及び協議会でございます。宗像市いじめ防止基本方針を定めておりまして、その中で両方設置することとしているものです。それぞれの主な機能につきましては、議案第28号のいじめ防止対策推進委員会は、学校におけるいじめの防止のための対策を実行的に行うために設置するものとしておりまして、有効な対策を検討するため、専門的な方から意見をいただいたり審議を行うなど、また、いじめの重大事態が起こった時に調査する機関として活用することとしています。議案第29号のいじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関と連携を図ることを目的に各関係機関と情報共有を行うこととしております。

【高宮教育長】それでは、他にご質問ご意見ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第29号について承認していただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第29号は承認されました。

## 8 報告

【教育子ども部】

<図書課>

1 第14回宗像市図書館を使った調べる学習コンクール入賞作品について

<教育政策課>

1 宗像市学校歯科医の委嘱について

2 10月学校の日について

3 行政報告について

4 後援報告について

## 9 イベント周知

<文化財課>

1 令和元年度海の道むなかた館「Hi!地〜図」について

<子ども育成課>

1 第18回宗像市子どもまつりについて

2 子どもの権利に関する講演会について

<学校管理課>

1 松本市産りんごの提供について

<図書課>

1 宗像市読書月間イベントについて

【高宮教育長】 次回開催予定日は、令和元年11月19日火曜日の午前10時から301会議室にて開催します。

令和 元年 11月 19日

高宮史郎

釜瀬 計